

平成 28 年度北海道立総合体育センター 利用申込みについて

【全国的な大会及びイベント行事等】

平成 28 年度【平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日まで】

の利用申込みを下記により受付いたします。

- 受付対象 : 平成 28 年度に開催される全国規模の大会・イベント
- 受付期間 : 平成 26 年 4 月 1 日(火)～平成 26 年 5 月 31 日(日)
- 受付方法 : 北海道立総合体育センター管理事務室備え付けの『利用仮申請書』に必要事項をご記入のうえ、郵送又はご持参願います。
- 調整期間 : 平成 26 年 6 月 1 日より日程調整を行います。
なお、希望日程が他団体と重複し調整がつかない場合については、当センターにて調整会議を実施いたしますので、ご了承のうえご出席願います。
- 利用内定 : 平成 26 年 6 月末日までに、申請者宛に内定通知を送付いたします。
なお、計画内容等によっては、利用の不承認や内定の取消がありますことをご了承願います。
- 留意事項 : 利用の申込みにあたっては、別添の関係資料をご熟読いただきますとともに、『利用仮申請書』の記載にあたっては、『記入にあたっての留意事項』をご参照願います。
- お問合せ : 〒062-8572
札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1
北海道立総合体育センター
指定管理者 公益財団法人北海道体育協会 利用サービス課
TEL 011-820-1703 FAX 011-833-0705
- 個人情報について
『利用仮申請書』の記載内容につきましては、他の目的には使用しません。

北海道立総合体育センターの利用料金について

平成 26 年度より利用料金の改正を行いました。
利用料金の詳細は別添の料金表をご覧ください。

北海道立総合体育センターご利用にあたって

1 開館・利用時間について

- (1) 開館時間は、午前9時から午後9時までの12時間です。(一部午後11時まで開館)
- (2) 利用時間の区分は次の4区分で、午前・午後・夜間は4時間、深夜は2時間単位制です。
 - 午前 9:00～13:00
 - 午後 13:00～17:00
 - 夜間 17:00～21:00
 - 深夜 21:00～23:00(サブアリーナ・武道場・トレーニング室)申請は午前～夜間までの3区分でお願いします。
- (3) 準備・撤去・清掃等に要する時間も上記時間帯に含まれます。
- (4) 上記時間以外のご利用につきましては、別途ご相談ください。

2 休館日について

- (1) 月曜日(月2回・不定期)
- (2) 年末年始(12月31日～1月2日)

3 利用者の範囲について

- (1) 体育又はスポーツを行う者
- (2) 体育又はスポーツの大会・講習会等を行う団体
- (3) 体育又はスポーツの関係団体
- (4) レクリエーション活動を行う者及び団体
- (5) 生活文化向上に関する活動を行う者及び団体
- (6) その他北海道教育委員会教育長が特に必要と認める者

4 利用の申請及び承認

利用する2ヶ月前までに利用申請書をご提出願います。なお、申請内容を適当と認められた時は、申請者に対し利用承認書を交付します。

5 利用の不承認について

体育センターの利用を承認しない行事の範囲は次のとおりです。なお、不承認の場合は申請者に対し書面をもって通知します。

- (1) 公益を害し又は体育センターの秩序を乱すおそれがあると認められる行事
- (2) 体育センターの利用者若しくは地域住民に著しく迷惑を及ぼすことが明らかな行事
- (3) 飲食行為を主たる目的とする行事
- (4) 営利を目的とした物品その他の販売を主たる目的とする行事
- (5) 重量物の搬出入を伴う行事で、施設設備を損傷するおそれがある行事
- (6) 政治・宗教活動、告別式等を主たる目的とする行事
- (7) 道内に事務所又は連絡所をもたないものを行う行事
- (8) その他体育センターの設置目的に照らし不相当と認められる行事

6 利用承認の取消等

体育センターの利用承認を受けたものが、次の事項に該当する時はその承認を取消し、またはその利用を制限し、若しくは停止することがあります。

- (1) 利用の申請に偽りがあったとき
- (2) 利用の目的以外に利用したとき
- (3) 利用規則に違反したとき
- (4) 故意または重大な過失により施設設備を破損し、または滅失したとき
- (5) その他体育センターの管理運営上支障があるとき

7 利用料金について

- (1) 各施設・設備の利用料金は、別紙の『北海道立総合体育センター利用料金表』のとおりです。
- (2) 利用料金は前納制となりますので、現金又は銀行振込にて納入願います。
- (3) 納入済みの利用料金については、原則として還付いたしません。但し利用者（主催者）の責めに帰することができない事由によって利用が不可能となった場合はこの限りではありません。

8 駐車場について

当センターの駐車場は利用台数も限られているため、大会規模や利用状況で、関係車両専用となる場合や、こちらで台数制限をさせていただく場合もあります。

また、選手・役員・一般観客の方々のために、ご希望される全ての台数分をご用意出来ないことがありますことをご了承ください。

ご来館される方々には、公共交通機関等をご利用されるようご周知願います。

9 ゴミの処理について

当センターご利用の際に発生するゴミ（一般・産業廃棄物）については、原則有料となりますので、予めご承知おき願います。

10 その他

別添の『利用上の注意事項』をご熟読願います。

11 お問い合わせ

〒062-8572

札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1

北海道立総合体育センター

指定管理者

公益財団法人北海道体育協会 利用サービス課

TEL 011-820-1703 FAX 011-833-0705

利用上の留意事項

1 利用者（主催者）の管理責任

会場の利用にあたっては、関係法令を遵守し、安全・衛生管理・事故防止には万全を期してください。

利用期間中の警備、清掃及びゴミの処理は、利用者（主催者）の責任と負担において行ってください。

利用期間中に会場で発生した事故等は、利用者（主催者）に責任を負っていただきます。

従って、利用期間中施設及び附属設備の保全に万全の注意を払うとともに、会場施設内の秩序維持、来場者の安全確保について責任をもって必要な措置を講じてください。また、万一来場者への備え、保険に加入されることをお勧めします。

催事内容により消防署等への届け出をしていただきます。

2 利用者（主催者）に守っていただく事項

会場内及びその周辺の秩序維持、来場者の安全確保などについて責任者を配置して必要な措置を講じてください。特に大きな大会・興行などで混雑が予想される場合は、警備員を配置していただきます。

会場及び大会など全般についての責任管理者を専任し、当センターへ届けてください。管理責任者は利用期間中常駐し、責任を持って利用施設並びに大会等の管理を行ってください。

3 来場者に守っていただく事項

利用者（主催者）及び来場者は、次のことをお守りください。

会場内への危険物及び火気の持ち込み。

指定場所以外での飲食、喫煙。（許可を受けていない場所でのアルコール摂取は一切禁止）

会場内にペットを連れての入場。

来場者の車の乗り入れ及び周辺道路への駐車。

当会場の承認を受けずに寄付金品の募集や、チラシ等の配布、物品・飲食物の販売。

4 現状回復と損害賠償

利用後、または承認の取り消しがされたときは、ただちに、利用者（主催者）において現状回復を行い、当センター職員の点検を受けてください。

利用者（主催者）または来場者の過失で、施設・設備・備品などに汚損、破損、紛失が生じたときは、利用者（主催者）の責任において損害を賠償していただきます。

5 貸出物品等の保管責任

会場内でご利用になる貸し出し物品（備品）等については、利用者（主催者）に保管の責任を負っていただきます。また、お持ち込みになった機器等は利用終了時にお持ち帰りください。

宅配便及び郵便物の受取は、当センターでは原則としていたしません。

6 各施設での注意事項

各施設の競技場内については、土足厳禁とします。

競技場内及び観客席での飲食・喫煙は、原則的には禁止します。

但し、競技者の試合等における水分補給については許可します。

競技場内に机・いす等を設置する場合は、必ず床面の養生をしてください。

重量物の搬入については、別途ご相談ください。

競技場内における物品販売は、禁止です。

各施設において試合結果やお知らせなどを掲示する場合はホワイトボードを利用し、壁面やガラス面における直貼りは原則禁止です。その他の場合については当センター担当者にお問合せください。

各施設及び研修室等の机は、使用後に必ず布巾等で清掃してください。

7 設備・備品の貸出と会場設営について

原則は主催者側にて全て設営、設置していただきますが、一部に職員の指導を必要とするもの、業者に委託するものがありますので、事前に当センター担当者と十分な打ち合わせをお願いします。

8 駐車場の利用について

第一駐車場に関しては管理事務室、競技団体に用務のための来館者車輛、イベント等の団体来館者車輛（事前の連絡が必要）、用具・器具・物品等の搬入、搬出の車輛、身障者の車輛、館長が特に認めた車輛のみの駐車場となっております。

第二駐車場に関しては原則としてイベント関係者専用駐車場となります。

利用の際には駐車許可書を主催者にて発行し、駐車場入口に制服警備員を必ず配置してください。

駐車場台数については限りがございます。また、複数団体で使用する場合がありますので、必ず希望駐車台数を事前にお知らせください。

(全ての希望に添えない場合もございますことをご了承ください)
大会等にて一般観客が来館される場合は、開催要項、ポスター等で駐車場が利用できない旨、周知徹底してください。(近隣に有料駐車場はございません)

当センター周辺のコンビニ、スーパー等より目的外駐車のお叱りを受けております。

**利用者・保護者の皆様への徹底的な周知をお願いいたします。
(イベントの規模・混雑状況により、警備員の配置のご協力をお願いいたします)**

9 ゴミ処理について

清掃については1日の日程終了後、必ず使用箇所(観客席、更衣室等)のゴミを回収してください。

収集したゴミは、ゴミ集積所内の指定の樽に投棄してください。

(燃えるゴミと資源物 カン・ペットボトル等のリサイクル に振分けてください)

大型ゴミや産業廃棄物、主催者用弁当等のゴミが出た場合は別途ご相談ください。

(ゴミ代金は札幌市指定業者から請求されます。)

10 その他

緊急事態発生の場合で、救急車・消防車等の要請をする場合は、必ず当センター担当者にご連絡ください。

北海道立総合体育センター利用受付及び内定について

利用受付(平成26年4月～)

1 利用受付・内定時期

(1) 国際的な行事及びこれに相当する行事・・・A

◎受付は、利用予定日の属する年度の3年度前の1月4日から2月末日とし、内定は3年度前の3月末までに行います。

現在の年度	平成26年度		
申込受付と内定月	平成27年1月	平成27年2月	平成27年3月
希望利用年度	平成29年度 利用受付		内定

(2) 全国的な行事及びこれに相当する行事・・・B

◎受付は、利用予定日の属する年度の前々年度の4月1日から5月末日とし、内定は前々年度の6月末までに行います。

現在の年度	平成26年度		
申込受付と内定月	平成26年4月	平成26年5月	平成26年6月
希望利用年度	平成28年度 利用受付		内定

(3) 全道的な行事及びこれに相当する行事・・・C

◎受付は、利用予定日の属する年度の前年度の7月1日から8月末日とし、内定は前年度の9月末日までに行います。

現在の年度	平成26年度		
申込受付と内定月	平成26年7月	平成26年8月	平成26年9月
希望利用年度	平成27年度 利用受付		内定

(4) その他の行事(地区大会及び学校・会社のスポーツ大会等)・・・D

◎受付は、利用予定日の属する年度の前年度の10月1日から11月末日とし、内定は前年度の12月末までに行います。

現在の年度	平成26年度		
申込受付と内定月	平成26年10月	平成26年11月	平成26年12月
希望利用年度	平成27年度 利用受付		内定

(5) サークル・チーム単位での練習会(テニス・バドミントン・フットサル等)・・・E

◎不定期に行われる練習会については、利用団体が多数の為、登録受付後に年2回(3月・9月)の抽選会を実施します。

◎抽選会へ参加する為の登録受付は、利用予定日の属する年度の前年度の11月1日から12月末日となります。

◎チーム・サークル登録をしないと抽選会には参加出来ませんので、ご注意願います。

現在の年度	平成26年度			平成26年度
登録時期と抽選月	11月	12月	3月	9月
希望利用年度	平成27年度 登録受付		H27前期 抽選会	H27後期 抽選会

注1 上記(1)～(4)の受付期間終了後の申込みについては、各々の利用内定月の翌日より随時受付いたします。
また、(5)については、抽選会実施月の翌日より随時受付をいたします。

注2 利用申込みに係る書類等は、当センター管理事務室にご用意いたします。

2 利用承認の順位

(1) 利用希望日が競合する場合における利用承認の順位は原則として次のとおりです。

- ① 体育センターの施設の機能や規模に適した行事
- ② 体育・スポーツに関する行事
- ③ 教育・文化に関する行事
- ④ その他の行事

(2) 同一の利用目的の場合については、次の優先順位となります。

- ① 国際的行事及びこれに相当する行事
- ② 全国的行事及びこれに相当する行事
- ③ 全道的行事及びこれに相当する行事
- ④ その他の行事(地区大会及び学校・会社のスポーツ大会等)

(3) 上記(1)～(2)の順位が同等の場合については、当センターにて調整をいたします。但し、調整が困難な場合については、主催者間による調整会議を実施いたしますので、ご了承のうえ、ご出席願います。

「きたえる」利用者の皆様

北海道立総合体育センター
利用サービス課

「きたえる」のネーミングライツによる愛称変更の継続について

日頃より「きたえる」をご利用いただき深く感謝申し上げます。

さて、当体育センターは平成22年6月1日より、ネーミングライツ（命名権使用）を下記のとおり行っております。

また、平成26年度以降についてもネーミングライツを継続することとなりましたのでご案内いたします。

なお、大会・イベント等で作成するプログラム・パンフレット・ポスター等へは、施設の愛称を「北海きたえる」と記載していただきますようお願いいたします。

記

旧) 北海道立総合体育センター
愛称 きたえる



新) 北海道立総合体育センター
愛称 北海きたえる

ネーミングライツスポンサー
学校法人北海学園

愛称変更期間

平成26年4月1日～平成28年3月31日